

高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立中学校等修学支援実証事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日文科科学大臣決定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、私立小学校、中学校、特別支援学校中学部（以下「私立小中学校等」という。）のいずれかに通う、低所得世帯に属する児童生徒の私立小中学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助金の対象者、補助対象基準、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の代理受領)

第4条 補助対象者が児童生徒の場合、学校設置者が児童生徒に代わって補助金を受領し、その有する授業料等の債権の弁済に充てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 学校設置者は、児童生徒から提出された別記第1号様式による補助金申請書に、交付申請書（別記第2号様式）、事業計画書（別記第3号様式）、収支予算書（別記第4号様式）及びその他関係書類を添え、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、児童生徒の補助金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、交付すべき補助金を決定し、交付決定通知書（別記第5号様式）により当該学校設置者に通知するものとする。

ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を児童生徒に通知しなければならない。

(補助金の変更交付の申請)

第7条 前条第1項の交付決定の内容を変更しようとする学校設置者は、あらかじめ変更交付申請書（別記第6号様式）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の変更の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、補助金の変更の交付の決定をしたときは、変更交付決定通知書（別記第7号様式）を当該学校設置者に通知するものとする。

- 2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を児童生徒に通知しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払を受けようとする学校設置者は、支払請求書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第11条 学校設置者は、交付の決定を受けた補助金について、実績報告書（別記第9号様式）及び収支精算書（別記第10号様式）を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めたときは、交

付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認めるときには、第6条第1項に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 学校設置者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 学校設置者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 学校設置者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の規定に基づく取消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 学校設置者は、補助金について、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従い、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は学校法人に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月30日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

2 この要綱は、平成34年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条及び第13条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。